第六章　雑則

（信託業法等の適用除外）

第二十四条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下この条において「兼営法」という。）第一条第一項の認可を受けた金融機関（同項に規定する金融機関をいう。）又は信託業法第三条若しくは第五十三条第一項の免許を受けた者が、次に掲げる業務の種類及び方法書又は業務方法書（以下この条において「業務方法書等」という。）の変更をして企業価値担保権に関する信託業務を営もうとするときは、変更後の業務方法書等を添えて、企業価値担保権に関する信託業務を営む旨を金融庁長官等に届け出ることができる。この場合において、兼営法第三条及び信託業法第十三条第一項（同法第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

一　引受けを行う信託財産の種類に企業価値担保権のみを追加する変更及びこれに伴う必要な変更

二　引受けを行う信託財産の種類以外の変更であって、企業価値担保権に関する信託業務を営むに当たって必要な変更

（法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が会社以外のものである場合の法の適用）

第二十五条　法第三十三条第二項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が外国銀行支店である場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十六条	資本金の額（当該企業価値担保権信託会社が合名会社又は合資会社である場合にあっては、出資の総額）	銀行法第四十七条の二に規定する資本金に対応する資産
第四十四条第二項第二号	を代表する取締役若しくは執行役若しくは監査役又は業務を執行する社員	の日本における代表者
第四十七条	取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくは業務を執行する社員	日本における代表者
第二百六十七条第一項	業務を執行する社員、取締役、執行役	日本における代表者

（信託業務の承継の届出）

第二十六条　法第六十八条第一項に規定する前受託会社及び同項に規定する新受託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官等に届け出るものとする。ただし、担保付社債信託法施行規則第十九条の規定により金融庁長官等に届け出るときは、この限りでない。

一　法第六十八条第一項の規定により信託業務の承継契約を締結したとき。

二　信託法（平成十八年法律第百八号）第五十七条第二項の規定により受託会社が辞任したとき（前号に掲げるときを除く。）。

三　信託法第五十八条第一項及び第四項の規定により受託会社が解任されたとき。

四　信託業務の承継がされたとき。

五　信託業務の承継が完了したとき。

（予備審査等）

第二十七条　法第三十二条の規定による免許を受けようとするときは、当該免許の申請をする際に内閣総理大臣に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

２　法第三十二条の規定による免許の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、申請書にその旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。

（経由官庁）

第二十八条　法第三十二条の免許を受けようとする者又は企業価値担保権信託会社（令第二十二条第一項に規定する指定企業価値担保権信託会社を除く。）は、法又はこの府令の規定により金融庁長官に書類を提出するとき（金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出するときを含む。）は、当該企業価値担保権信託会社の本店等（同項に規定する本店等をいう。次項において同じ。）の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長を経由して提出しなければならない。

２　企業価値担保権信託会社が法又はこの府令に規定する書類を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該企業価値担保権信託会社の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該企業価値担保権信託会社は、当該書類を当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

（標準処理期間）

第二十九条　内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長は、法又はこの府令の規定による免許、承認又は指定（以下この項において「免許等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる免許等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

一　法第三十二条の免許

二　法第五十五条第一項の規定による指定

２　前項の期間には、次の各号に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附　則

この府令は、法の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

別表第一（第八条第一項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
商号の変更	一　新商号 二　旧商号 三　変更年月日	一　変更後の定款 二　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
資本金の額又は出資の総額の変更	一　変更前の資本金の額又は出資の総額 二　変更後の資本金の額又は出資の総額 三　変更年月日 四　変更の方法	会社の登記事項証明書
取締役、執行役、会計参与、監査役又は業務を執行する社員の変更	一　変更があった取締役、執行役、会計参与、監査役又は業務を執行する社員の氏名又は名称 二　就任又は退任年月日	一　会社の登記事項証明書 二　就任する取締役、執行役、会計参与、監査役又は業務を執行する社員に係る次に掲げる書面 イ　履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面） ロ　住民票の抄本（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面